

第1回別海町自治推進委員会 概要

開催日時：平成25年8月8日（木）午後1時30分～午後3時20分

開催場所：別海町役場 1階 101・102会議室

出席人数：13名（欠席1名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 オリエンテーション
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 議 事
 - 議題1 これまでの経緯について
 - ①別海町自治基本条例について
 - ②別海町協働基本指針について
 - 議題2 別海町自治推進委員会運営方法について
 - ①委員会の今後の進め方について
 - ②別海町自治基本条例の運用状況報告書について
 - ③次回日程調整
- 7 全体質疑
- 8 閉 会

- 1 開 会 （司会 総合政策課長）
- 2 委嘱状交付 （町長から委員へ個人渡し）
- 3 町長挨拶

本日は皆様お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今皆様に委嘱させていただきましたところですが、この度は「別海町自治推進委員会」の委員をご快諾、また、ご応募いただき心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、私は就任以来、町民の視点に立つことを心がけながら町政運営を進めて参りました。地域課題の解決には、行政だけでなく町民の皆様と「情報を共有」し、「町民参加と協働」を大切にしたい町民自治のまちづくりが大切であるとの思いから「別海町自治基本条例」を制定いたしました。「協働のまちづくり」をさらに進めるため、町民の皆様に広く意見を募るパブリックコメント制度、あるいは地域や団体に赴く公聴制度、町民の自主的な活動を応援する補助金制度の充実など、様々な施策に取り組んできました。

さらに、今年6月には、条例をより具体的に実現していくため「別海町協働基本指針」を策定いたしました。

策定にあたりましては、パブリックコメントの実施、また、「別海町協働基本指針検討委員会」を立ち上げ、検討していただきました。本委員会委員にはその時にもご協力いただいた、メンバーが名を連ねていただいているということで、あらためてお礼申し上げます。次第です。

今後もこれらの取り組みが、広く町民の皆様に浸透し、協働の原則であります「情報共有」と「町民参加」を基本に、町民の皆様と行政がともに力を合わせ、それぞれの役割と責任を持って進めていくことが重要と考えております。

本委員会の設置意義としましては、自治基本条例が当初の目的どおりに、“適切に運用されているか”、また、“社会情勢に適合しているか”を総合的に検討していただくことです。

本日お集まりいただきました皆様におかれましては、日頃より町内会や地域における様々な活動をとおして「まちづくり」に携わっている方々と存じ上げております。

どうかその見識、あるいはそれぞれの活動現場での経験を、この委員会において遺憾なく発揮していただき、協働のまちづくりを推進していくために、ご意見をいただきたいと考えております。

また、町では今年度、第6次別海町総合計画の後期5年計画を見直す年となっております。皆様におかれましては、そちらの方でもご協力をいただけると伺っております。本当にご苦勞をおかけいたします。

結びとなりますが、委員の皆様方におかれましては、別海町における町民自治の推進に今後ともご尽力賜りますよう、お願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

4 オリエンテーション（事務局から委員会設置規則の説明及び委員紹介）

資料1を用いて設置規則を説明

5 委員長・副委員長選出（立候補者及び推薦者なし。事務局一任）

6 議 事

議題1 これまでの経緯について

①別海町自治基本条例について

事務局から自治基本条例の制定背景、制定までの取り組み、各条文の内容などを簡略説明。

②別海町協働基本指針について

事務局から協働基本指針の策定経緯、指針の内容について簡略説明。

自治基本条例の中で特に重要な「情報共有」と「町民参加」について、町民と行政の双方において更なる推進が図られるよう、別海町の目指す協働の姿を具体化するため、「別海町協働基本指針」を策定したことを確認。

（内容要旨）

委員

・「協働」という言葉の意味はどういう意味か。また、漢字の使い方として従来からあったものか。

事務局

・地本分権一括法制定により、今までは国の命令で仕事だったものが、地方自治体が自由にできる裁量が増え、その状況の中で、それぞれの自治体の中で町民の皆さんと議会及び行政を含め、みんなで役割や責任を果たしながら一緒にまちづくりをしようということが「協働」の考え方だと思います。

漢字の使い方としては、もともと当て字だったものが、北海道ニセコ町で「まちづくり条例」という条例ができたころから、浸透してきたものです。

（※ニセコ町の「まちづくり条例」は「自治基本条例」とほぼ同様の内容を定めているものであ

り、自治体により若干名称が異なっています)

議題2 別海町自治推進委員会運営方法について

①委員会の今後の進め方について

事務局から資料2及び資料4を用いて年間スケジュールと役割を説明

(内容要旨)

委員

- ・一般的な委員会のように、町長からこれについて諮問しますということではなく、自治推進に関する取り組み方について意見書をつくるということか。自治基本条例の運用状況報告を受け、それを協議しながら意見書をまとめて、町長に答申するというのが委員会の仕事と考えてよいか。

事務局

- ・基本的な作業として、自治基本条例に基づく制度や町民参加の状況が、条例・指針に則り進められているかなどを検証していただく部分が基本的な作業としてあります。
また、事務局案として、その検証が終わった時点で、その時々々の社会情勢や行政運営の方法など、それらを自治推進委員さんの目で見えたものを、それぞれの自由な発想で、過年度ではこうあったけれども新たな問題としてこんなものが必要ではないかということなどを、2回目以降に、どんなテーマがふさわしいか、この推進委員会の中でテーマを決めていただき、進めていってはどうかと考えています。

委員

- ・先ほど「協働」とは何かとの質問がありましたが、ほとんどの町民がそうだと思う。自治基本条例自体、広報に出した、ホームページに出したからといって理解しているというのは大きな間違いであり、町民に何をどのように訴えていくのか。そういうことをもっと基本的なことから我々は考えなければ、ようするにこの検証もできないのではないかと思う。

※本日の会議は、委員会の説明を受けるのみであり、次回会議で意見を求めることを全体確認した

②別海町自治基本条例の運用状況報告書について

事務局から資料3別海町運用状況報告書の内容説明。

- ・自治基本条例が条例趣旨に沿って進められているか検証するための資料として作成
- ・今回はじめて作成したものであり、自治基本条例の施行が平成23年4月1日であることも考慮し、平成22年度から平成24年度までの状況に取りまとめている

(内容要旨)

委員

- ・自治基本条例の第何条に該当する部分か説明があると分かりやすい。
- ・本委員会が平成25年度に審議するのは、平成25年度の内容か。
- ・条例ができる前より悪くなっているということはないのか。

事務局

- ・平成25年度に審議するのは、平成24年度分となります。
- ・パブリックコメントは、その年度により案件数が異なり、数年に1回見直すような計画がたまたま多く重なれば、実施件数も増えると思います。そのため、単純に件数が減っているか

ら実施されていないということにはならないことをご理解いただきたいと思います。

- ・運用状況報告書という一つのかたちを示していますが、これは基本的な検証スタイルとして提案させていただいたものであり、次回以降、皆さんから出された意見が話し合いのテーマになるかもしれません。

③次回日程調整 …… 9/17（月）午後1時30分からに決定

7 全体質疑

(内容要旨)

委員

- ・協働基本指針の4の柱の中に「(1) 別海町自治推進委員会を設置します」とあり、私たちが設置されましたが、「(2) 庁内協働推進委員を配置します」という部分の進み具合はどのようなになっているのか。

事務局

- ・現在準備を進めていますが、まだ立ち上がっておりません。自治推進委員会を立ち上げたこともあり、早急に配置していきます。

委員

- ・この会議は傍聴できる体制を取っているが、どういった方法で周知しているのか。

事務局

- ・会議を開催する都度、町ホームページで開催日時等お知らせします。
新聞などに掲載したほうがより効果的部分もあるかもしれませんが、そういう会議のあり方についても、今後、行政で行う会議の周知のあり方も含め、本委員会の検討材料にさせていただいてもよいのではないかと思います。

8 閉 会